2026/08/19

プレスリリース

しろくま電力株式会社との「片品村における脱炭素エネルギー確保及び地域特性の活用に向けた連携協定書」締結について

農林建設課　環境衛生係

2026 年 8 月 19 日に片品村役場にて、太陽光発電や電力小売り等の再エネ電気事業を手掛ける**しろくま電力株式会社**(代表取締役：谷本貫造氏)と連携協定を締結致しました。

本協定は片品村地球温暖化対策実行計画に基づき、検討をおこなってきた「2050 年温室効果温室効果ガス実質ゼロ」を目標とした、取組への一歩として締結致しました。協定書に記載のとおり、両者の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、中山間地域におけるエネルギー課題の脱炭素化を含む解決及び地域活性化に資することを目的としております。

尾瀬をはじめとした豊かな自然と魅力溢れる片品村の未来を守ることを目的に、村内における脱炭素の推進および電気の地産地消を実現するための設備導入の検討を進めています。さらに、官民が連携した共創による新たな取り組みの推進も計画しており、持続可能な地域づくりを目指してまいります。

参考）　協定締結式 写真
　　協定書本文（別紙）



片品村における脱炭素エネルギー確保及び地域特性の活用に向けた連携協定書

片品村（以下「甲」という。）としろくま電力株式会社（以下「乙」という。）は、片品村の豊かな自然環境を守り、エネルギー分野における脱炭素なむらづくりの推進並びに地場産業復興などの複合的な課題解決を目的とした相互の連携について、次のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条　本協定は甲と乙が相互に緊密に連携しながら、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、中山間地域におけるエネルギー課題の脱炭素化を含む解決及び地域活性化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条　甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

(1)　グリーン電力の地産地消を念頭とした村内全域の脱炭素推進に関すること。

(2)　環境保全活動・持続可能な地域づくりに資する連携事業に関すること。

(3)　EV 関連の利活用及び導入の拡大に関すること。

(4)　甲及び乙の資源を活用した、新法人の設立に関すること。

(5)　甲及び乙の資源を活用した、雇用の促進及び人材の育成に関すること。

(6)　災害時に利用可能な設備の確保及びレジリエンスの強化に関すること。

2　甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定するものとする。

3　乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

（協定の見直し）

第3条　甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出したときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条　甲及び乙は、この協定に基づく活動に関し、知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間外を問わず、その一切について第三者に開示、漏洩してはならない。但し、甲及び乙の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定期間）

第5条　本協定の有効期間は、協定締結日から１年とする。但し、本協定の有効期間満了日とする１ヶ月前までに、甲又は乙が特段の申出がないときは、さらに１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（費用負担）

第6条　本協定を推進する際に発生した費用は、甲乙協議の上、適切に負担する。

（協定の解除）

第7条　甲及び乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の１ヶ月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

（その他）

第8条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が発生した場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が署名の上、各１通を保有する。

令和８年８月１９日

（甲）

群馬県利根郡片品村大字鎌田 3967 番地 3

片 品 村 長

梅澤 忠洋

（乙）

東京都港区芝大門 2 丁目 4 番地 6 豊国ビル

しろくま電力株式会社

代 表 取 締 役

谷本 貴造